

地方創生の実現に必要な財源の確保及び 交付金制度等の拡充について

東 北 部 会 提 出
説明担当 村山市

現在、地方では、地域の特性を活かした施策を展開し、人口減少に一定の歯止めをかけ、夢と希望のある安心して暮らせる都市づくりを目指して努力をしておりますが、一地方自治体の取組では、解決することが困難であり、国と地方自治体が、各々の役割を自覚し、相互に連携を図りながら、実効性のある施策を着実に実行することが必要であります。

また、これまで地方創生に係る交付金として、先行型をはじめ上乗せ交付金、加速化交付金及び地方創生推進交付金を活用して事業を進めているところでありますが、今後、地方版総合戦略に盛り込んだ事業を確実に実行し成果を上げるためには、地域の実情に応じた事業への支援と十分な財源の確保が必要であります。

つきましては、さらに地方創生を深化させ、地域の特色を活かした自主性、独自性のある地方創生に取り組むため、地方自治体に自由度のある制度となりますよう次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方創生の実現に向けた施策を安定的に実施するための地方一般財源総額の確保
- 2 地方交付税措置を有する地方創生に係る地方債制度の創設
- 3 地方創生拠点整備交付金事業の継続
- 4 交付金事業の手続きの簡素化と迅速化